

第3章 主要業務の推移と株主・役員の変動

第1節 主要業務の推移と構造

1. 預金業務

預金の科目 当行において諸預り金は、当初、「人民ヨリ借」と「政府ヨリ借」の2種に区分して計上されていた。その後、明治22年上期から「政府勘定」、「人民勘定」、「日本銀行勘定」に区分されるようになり、23年下期からは「預り金」の大項目に一括された。以後、「人民」という名称はなくなり、内訳科目においても「御用」という名称が「公金」に変わった。

各種預金のうち、定期と当座が主要な預金で、定期預り金は明治7年から、当座預り金は8年から取扱われるようになった。

定期預り金には、14年上期から「御用」と「人民」の区分が設けられた。それまでは、御用定期も、人民勘定の定期預り金のなかに含まれていたようである。

当座預り金は、9年下期から「御用」と「人民」とに区分

第8回半季実際報告
(明治10年下期。この期から貸借を横に並べた様式となった)

され、また、人民勘定の当座預り金は、13年下期から、考課状の内訳説明のなかで、「無利息」と「利付」の区別が明らかになる。無利息の当座預り金はやがて漸減して、本店では15年下期に、東京支店では19年下期に取引口数が皆無となった。21年以降、無利息と利付の区分は明らかでないが、新聞広告などから推測すれば、すべて「利付」であったものと思われる。相川支店では一時貯蓄預り金を取扱ったが、23年にそれが廃止されると、利付当座預り金がいっしょに84口も生じた。これはおそらく、貯蓄預り金が振替えられたものであろう。

当行においては、預金総額の変動が大きい場合、「振出手形」と「仕払銀行手形」の変動が原因になっていることが多く、残高もかなりの額にのぼっていた。両者とも「人民」と「御用」の区別があり、いずれかといえば、御用関係手形の増減が激しかった。

振出手形は、国立銀行時代の特殊な手形で、預け金を行なって手形の交付を受け、本人が支払い請求を行なうほか、他に売買譲渡できる持参人払いの手形である¹⁾。

当行は振出手形について、7年11月、「従来其発行店限り仕払ひたりしかど、爾今本支店とも顧客の請求に応じ之が仕払をなし、而して顧客が此の手形を以て送金券に代用する時は、百円につき三十銭の手数料を徴求する事²⁾」を取決めていた。もっとも、12年以降は、発行店のほかでは支払いができなくなり、金額も100円未満のものの発行が禁止された。

御用振出手形については、7年6月に管内計算掛規程が改正され、「戸長其他より計算掛へ納入する民費は、本行の預り手形を以て納入するを得る事³⁾」となった。同時に、従来、手形を振出したときは、そのつど納人から手数料を徴求してきたのを改め、以後、計算係から取扱い金額の積数に応じた手数料を受取ることになった。

「仕払銀行手形」は、本・支店間の送金勘定を表わす科目で、22年上期から「仕払送金手形」に変わっている。現在の「未払送金為替」に相当するものであろう。他行では、この科目を「預り金」勘定から除いている例もある

4) が、当行の場合、22年以降の半季実際報告書で「預り金」に含めているので、それに従った。

その他の預金科目で、人民勘定にのみ含まれるものとしては、「別段預り
(余録)

アラビア数字の使い始め

さきに述べた「簿記法草稿」では、金額の表記に、「二五〇〇円」というように漢数字で横書きの方法がとられているが、草稿の一部に、鉛筆書きのアラビア数字で整理番号が付されている。おそらく簿記伝習とともに、アラビア数字の書体も当行に伝えられたものであろう。

当行の現存する帳票のうち、アラビア数字が用いられた最も古い記録は、明治9年9月のもので、10月末の損益勘定一覧表の書体は、「簿記法草稿」の鉛筆書きの数字と酷似している。明治24年10月20日付の東京支店の書類でも、同様の書体が受継がれており、鴛鳥の羽根で書かれた、西洋の古い飾り文字にみるような、みごとな数字が書かれているのに驚かされる(写真参照)。

官庁会計では、明治9年1月、出納条例が設けられて、アラビア数字が中央官庁の一部で使用され始め、12年7月、計算簿記条例の施行により一般化していったようである。当行の場合は、明治9年9月7日から始まっている相川出張所の総勘定一覧表が、アラビア数字で書かれており、本店の金銀有高日表では、同年9月19日から、それまでの漢数字の横書きがアラビア数字に変わっている。

しかし、半年ほどのちには、一時、漢数字の横書きに戻っているところからみると、全面的にアラビア数字を採用したわけではなく、官庁会計にならってアラビア数字を実用化したものと思われる。学制の実施から数年を経て、アラビア数字の使用が一般化し始めたのが、このころだったのかもしれない。

手勘定	
トリス現金	104,751
新潟県	189,154
新潟県	2,225
参考百七圓貳拾支	52,614
七月ヨリ八月マテ	

117) 12)	
金額	別
6,000,000	
180,000	
1,223,000	
990,000	
710,000	
132,000	

上は明治9年、右は明治24年に書かれた書類

金」と「約定預り金」がある。別段預り金は、行員の身元保証金などを預かるものであり、また約定預り金は、現在の通知預金のようなもので、行員の貯蓄預金や雑預り金を処理していた。約定預り金という科目は、12年上期から18年下期までの間に使用されており、19年上期以後は、別段預り金に合算計上されている。

一方、御用関係の預り金は「御用預金⁵⁾」のほか、種々科目の新設や変更が行なわれているが、23年下期に政府勘定と人民勘定の区分がなくなったとき、「公金預り金」、「為替方預り金」、「国債元利預り金」、「公金仕払送金手形」の四つに区分された。このうち、公金預り金は、県や郡などの地方機関の公金を処理する科目であり、為替方預り金は、国の中央機関関係の諸資金を処理する科目である。

このような変化は、いずれも、前に述べた国や地方の財政制度の改正に伴うものであった。

- (注) 1) 『日本金融史資料 明治大正編』第6巻16ページ、同第7巻上37ページ、同第8巻「日本銀行半季報告解題」39ページによる。なお、西沢勘次郎著『銀行事務の今昔』26ページによれば、「おもうに、当時は紙幣発行の手続や金額に制限があったので、こうした紙幣に等しい流通証券が預金の形式で売り出されたとみるのが正しい」と推測されている。当行の場合、渡し先の記名があるものや、裏書も、本人のほか「売払済」の表示のみのものなど多様である。
- 2), 3) 稿本『第四銀行六十五年史』第4巻。
- 4) 『七十七銀行史』。ただし『第一銀行史』では、当行と同様「預り金」に含めている。
- 5) 借方勘定の「政府ヨリ借」のうち、「御用預金」については流用が禁じられており、貸方勘定の「金銀有高」のなかにも「御用預金」として同額が記載されている(10年下期、16年上期)。また日銀勘定、とくに「国庫預り金」勘定も運用を許さない時期があった。

御用預金と人民預金の推移 当行においては、政府勘定に区分された預金科目には、「御用」という名称が付されていたが、人民勘定に区分された預金科目には、「人民」という名称は付されていない。しかし、両者を区別するため、通常、人民当座とか人民定期などと呼び、それらを人民預金と総称

表 1-31 御用預金と人民預金の推移

(単位 円)

年 末	御用預金	人民預金
明治 9	577, 829	124, 635
11	256, 857	309, 478
13	385, 810	264, 166
15	497, 959	75, 947
17	521, 261	164, 967
19	368, 596	183, 756
21	362, 736	226, 681
23	500, 769	226, 775
25	380, 845	341, 698
27	430, 247	589, 976
29	381, 690	784, 378

している。

明治9年から20年までの期間を通じて、当行の預金の大きな部分は、御用預金によって占められていた。ただ、10年代の初期に、人民預金が御用

預金を凌駕した時期があったが、それもかなりの御用定期が人民勘定に含まれていたことによるものと推測できるので、この期間、当行はまさに“御用預金銀行”という性格を強くもっていたといえる（表 1-31、1-32）。

15年以降の不況期には、資金運用先に乏しくなった「人民遊資」が、利子を求めて定期預金として預入されたので、その増勢は著しくなった。人民当座預金も、無利息のものはなくなって、利付が徐々に増加したが、その増勢は20年代にはいっても遅々としていた。

その後、27、28年にかけて、人民預金は定期、当座とも急速に増大した。とくに当座預金の伸びは著しいものがあり、定期とほぼ匹敵する残高となった。このような預金の好調は、おもに本店における取引先層の拡大によるも

表 1-32 資金調達源泉別構成

(単位 %)

年 末	御用預金	人民預金	紙幣発行高	株主勘定
明治 7
8	67.1	14.9	1.2	16.8
9	52.3	11.3	9.2	27.2
10	24.0	17.2	26.0	32.8
11	23.1	27.8	21.5	27.6
12	16.8	26.8	23.9	32.5
13	31.5	21.6	19.6	27.3
14	44.4	4.4	18.6	32.6
15	40.1	6.1	19.3	34.5
16	33.9	19.7	16.5	29.9
17	38.1	12.0	17.1	32.8
18	25.7	19.8	18.1	36.4
19	29.6	14.7	17.8	37.9
20	28.9	16.7	15.5	38.9
21	25.2	15.0	14.5	45.3
22	28.0	12.9	12.7	46.4
23	28.6	13.0	11.2	47.2
24	22.5	14.9	11.4	51.2
25	21.5	19.3	10.2	49.0
26	22.2	20.7	9.0	48.1
27	20.3	27.8	7.8	44.1
28	12.8	33.7	7.6	45.9
29	17.7	36.5	0	45.8

(注) 1) 御用預金には日銀勘定を含む。

2) 預金には仕払銀行手形、振出手形を含む。

表 1-33 人民定期預金の推移 (単位 円)

年 末	本 店		東京支店		相川支店	
	口数	金 額	口数	金 額	口数	金 額
明治 9	…	69,192	…	2,992	—	—
11	…	137,053	…	18,753	—	—
13	…	137,417	…	20,975	—	—
15	43	25,324	31	10,221	—	—
17	143	81,866	19	26,965	—	—
19	221	119,536	8	6,087	—	—
21	276	135,634	15	7,072	—	—
23	240	129,949	16	5,950	24	14,965
25	318	181,851	19	6,854	30	6,717
27	448	274,606	21	21,341	45	25,273
29	561	352,640	23	10,068	0	0

(注) 13年末までは公金定期も含む。

ので、東京支店の活動は、概して消極的であった。

こうして、27年には、人民預金は御用預金をしのぎ、次いで資本金額をも超えるに至り、ここに当行は、本来の預金銀行としての基礎を確立したのである。

(注)

- 1) 明治13年下期の実際考課状では、人民定期預金15万8,393円の内訳として、公金定期預金7万7,753円が記載されている。翌年に「御用定期預金」の科目が新設され、12万円余の残高が計上されるとともに、人民定期は11万円余減少して、4万7,836円となった。

表 1-34 人民当座預金の推移 (単位 円)

年 末	本 店		東京支店		相川支店	
	口数	金 額	口数	金 額	口数	金 額
明治13	2	17,998	…	1,100	—	—
15	3	20,178	1	990	—	—
17	2	41,883	2	1,050	—	—
19	3	31,270	15	4,724	—	—
21	4	915	3	2,975	—	—
23	9	24,194	10	4,163	0	0
25	16	77,977	12	2,975	113	11,218
27	214	169,778	17	10,901	128	10,503
29	730	302,698	25	27,654	3	335

県内国立銀行との比較 本県における他の国立銀行の預金の推移は、表 1-35 のとおりである。

明治16年下期は、各銀行とも創立後4年以上を経過しており、経営もいちおう安定したところであるが、預金残高は少なく、4行合計で27万8,401円にすぎなかった。当行は同期77万9,572円で、県内国立銀行預金の73.7%を占めていた。この圧倒的な占有率はその後、18年下期54.4%、21年上期53.4

表 1-35

新潟県内国立銀行預金残高の推移

(単位 円, %)

期 末	当行以外の4行			当行の占有率		
	御用預金	人民預金	合 計	御用預金	人民預金	合 計
明治16. 下	91,685	186,716	278,401	84.3	60.6	73.7
18. 下	126,103	326,830	452,933	69.6	43.5	54.4
21. 上	131,574	314,479	446,053	71.1	37.3	53.4
23. 下	27,457	426,957	454,414	94.8	34.7	61.5
25. 下	(25,550)	(501,602)	527,152	(93.7)	(40.5)	57.8
27. 下	(7,673)	(621,961)	629,634	(98.2)	(48.7)	61.8
29. 下	(67,699)	(1,056,901)	1,124,600	(84.9)	(42.6)	50.9

(注) 明治25年下期以降、御用預金の一部が人民預金に含まれているようなので、不確定計数をカッコ書きとした。

表 1-36

新潟県内国立銀行の預金増加指数

(明治18年下期=100)

%と若干低下して
いくものの、終始
50~60%を確保し
ていた。
県内国立銀行の
総預金中、御用預
金は16年下期54.5

期 末	総 預 金		うち人民預金	
	4行合計	当 行	4行合計	当 行
明治16. 下	61.5	144.2	57.1	113.8
18. 下	100.0	100.0	100.0	100.0
21. 上	98.5	94.5	96.2	74.3
23. 下	100.3	134.5	130.6	90.0
25. 下	116.4	133.6	(153.5)	135.6
27. 下	139.0	188.7	(190.3)	234.1
29. 下	248.3	215.7	(323.4)	311.3

%, 18年下期39.7

(注) カッコ内は表1-35と同じ。

%, 21年47.6%を占めていたが、24年以降、人民預金の増加により徐々にその比率を下げ、29年には19.2%となった。

この御用預金に占める当行の比重は、表1-35のとおり、つねに80%前後となっている。このように公金をほぼ独占的に取扱っていたことから、当行は、前述のような高い占有率を保持することができたのである。

県内他行の人民預金は、18年下期を100とした指数でみると、24年ごろまでは、当行に比べ比較的安定した推移を示している。25年以降になると、当行と同様増加が著しくなり、ことに26年下期17.2%、28年上期34.9%と、飛躍的な増加率をみせたが、これは、県内の国立銀行が普通銀行への転換の準備を整えたことを示すものであろう。その間、当行は、人民預金では40%台

の占有率を維持してきた（表 1-35, 1-36）。

2. 貸出業務

資金運用の変化と貸出 当行の貸出は、創業当初、いっきょに増加したが、滞り貸出の発生と資金難のために融資方針の転換を迫られ、商業資金の貸出に限定されることになった。明治10年以降の好況期には、貸出金の比重が相対的に高まり、一時、公債の保有額と比肩するようになった。しかし、商品経済が未発達であったことや、米の輸送が三菱によって掌握されていたことなどから、貸出業務は大きく制約され、割引手形や荷為替はきわめて少額にとどまった。

この間、本店の貸付口数をみると、7年下期に約400口あったものが9年には232口に急減し、さらに13年78口、16年85口に減少した。そして、1口当たりの貸付金額は大口化したものの、ほとんど貸出機能の拡大はみられなかった。また、東京支店の貸付口数は100口前後を保ち、ほとんど変化がみられない。

表 1-37

資金運用の推移

（単位 円, %）

年 末	残 高	構 成 比				
		公 債	貸 付 金 当 座 貸 越	割 引 手 形 金 荷 為 替	預 け 金	合 計
明 治 7	399,634	37.3	62.7	—	—	100.0
9	566,796	55.1	44.1	0.8	—	100.0
11	782,343	52.2	47.5	0.3	—	100.0
13	886,708	55.3	44.7	—	—	100.0
15	879,710	57.3	42.7	—	—	100.0
17	1,056,674	51.6	36.6	0.2	11.6	100.0
19	957,214	53.5	35.2	0.1	11.2	100.0
21	1,129,446	50.4	44.5	0.3	4.8	100.0
23	1,294,831	52.0	37.4	0	10.6	100.0
25	1,493,438	47.4	44.7	1.7	6.2	100.0
27	1,736,092	38.4	42.3	7.7	11.6	100.0
29	2,013,196	31.2	59.0	7.6	2.2	100.0

こうして、当行の運用資金の大きな部分は、公債の保有に向けられた（表1-37）。とくに15年以降は、諸貸付金が漸減して資本金をすら下回るようになり、収益の大半を諸公債の利子に依存するような状態に置かれた。また、資金運用先に苦しんだ当行は、不動産を担保とする地主金融に打開の道を求めたり、あるいは、資金を東京支店に回送して他の銀行に預け金とするなど、増大する預金の支払利子の負担を軽減する方策をとった。貸出金が諸公債の保有額を上回るようになったのは、ようやく26年下期以降のことである。

23年ごろまではごく少額であった当行の当座貸越、割引手形、荷為替手形は、24年以降増大のきざしをみせ、それまで、諸貸出金の大部分が貸付金によって占められていたのが、28年から、それらが貸付金を凌駕するまでに至

表 1-38

貸付金・当座貸越の推移

(単位 円)

年 末	貸 付 金						当 座 貸 越			
	本 店		東京支店		相川支店		本 店		東京支店	
	口数	金 額	口数	金 額	口数	金 額	口数	金 額	口数	金 額
明 治 9	...	199,334	...	50,639	—	—
10	...	229,893	...	60,715	—	—
11	...	265,996	...	72,447	—	—
12	...	178,216	...	66,987	—	—
13	78	233,795	97	99,109	—	—	2	18,783	...	44,634
14	113	288,433	99	87,660	—	—	1	10,000	4	37,033
15	93	253,130	96	97,367	—	—	1	5,000	3	20,033
16	85	216,849	87	85,877	—	—	1	1,000	3	23,308
17	141	297,835	82	69,560	—	—	2	9,600	2	9,200
18	78	186,085	104	69,251	—	—	1	0	1	2,000
19	100	246,973	82	60,181	—	—	4	22,910	1	7,000
20	88	297,560	105	145,379	—	—	7	18,233	2	10,000
21	143	308,636	102	150,615	—	—	9	26,788	1	16,680
22	137	285,503	141	197,240	1	160	10	19,249	3	12,624
23	163	238,528	100	202,348	5	2,985	13	24,072	3	14,074
24	169	328,536	64	135,599	29	21,303	25	71,999	2	12,400
25	137	341,709	38	104,435	53	32,882	33	100,702	10	88,493
26	277	411,042	35	103,680	41	31,650	48	164,910	17	140,967
27	217	334,972	46	82,475	28	24,213	50	162,395	21	130,590
28	283	369,520	49	87,014	17	13,325	74	217,109	26	245,734
29	155	502,660	84	170,821	5	8,136	76	251,222	27	254,438

表 1-39 本店貸付金の職業別構成

(単位 %)

年 末	商 業	農 業	会 社 銀 行	その他	合 計
明治14	65.9	28.0	—	6.1	100.0
15	43.1	47.1	3.9	5.9	100.0
16	49.9	37.7	10.1	2.3	100.0
17	55.5	33.9	7.9	2.7	100.0
18	57.2	35.2	3.1	4.5	100.0
19	71.3	23.1	—	5.6	100.0
20	88.1	7.5	—	4.4	100.0
21	75.7	18.0	6.1	0.2	100.0
22	68.6	30.4	—	1.0	100.0
23	61.5	28.3	8.3	1.9	100.0
24	62.7	17.9	18.8	0.6	100.0
25	62.3	25.9	10.9	0.9	100.0
26	72.7	20.6	5.0	1.7	100.0
27	56.3	17.3	23.6	2.8	100.0
28	56.4	20.4	19.9	3.3	100.0
29	62.5	26.1	11.3	0.1	100.0

った。割引手形は、本店においては、荷為替とともに27、28年ごろから急速に増大した。東京支店においては、24年から増加の気配をみせていたが、27年からはいっきょに20~30万円の残高となった。なお、東京支店の割引手形は、他の銀行に対するものがほとんどで、余資運用的な性格をもっていた。

表 1-40 本店貸付金の担保別構成

(単位 %)

年 末	無 抵 当	諸 公 債	株 券	家 地 田 所	商 品				
					米 穀	綿・ 生 糸	砂 糖	紙	その他
明治14	30.1	22.8	5.5	2.3	28.2	4.9	1.1	1.0	4.1
15	35.5	33.9	6.1	19.4	2.4	1.8	—	0.5	0.4
16	74.4	5.3	4.4	9.5	1.5	1.2	—	0.9	2.8
17	52.5	15.3	14.6	3.7	11.2	1.4	—	0.5	0.8
18	55.6	9.5	12.4	7.9	12.3	0.1	0.4	1.3	0.5
19	47.3	10.1	19.1	10.9	7.6	—	3.5	1.5	—
20	34.8	9.7	15.0	10.4	15.2	12.5	—	2.1	0.3
21	31.2	10.8	8.3	15.3	23.4	0.8	0.5	1.5	8.2
22	49.0	6.8	17.3	15.4	7.7	2.2	0.4	0.6	0.6
23	48.4	2.4	24.0	13.7	2.4	5.2	1.9	0.7	1.3
24	27.4	8.0	23.5	13.1	23.3	1.8	1.1	0.4	1.4
25	44.0	9.0	24.6	10.0	8.5	—	1.7	0.5	1.7
26	25.4	18.2	11.3	10.0	20.5	0.9	8.1	0.4	5.2
27	32.6	16.0	10.2	18.5	5.4	2.4	11.5	0.3	3.1
28	16.0	20.4	13.5	13.1	14.1	2.2	14.4	—	6.3
29	31.5	3.2	34.3	0.2	18.5	5.2	6.1	0.8	0.2

(注)「その他」には塩、地金銀、銅、鉄、菜種、大豆、足袋、蠟、呉服、雑貨を集計した。

貸付金については、表 1-38にみるように、東京支店では24年から縮減の方針がとられ、もっぱら本店において取引先層の拡大がはかられた。

本店における貸付においては、「農業」と「商業」がその大部分を占めていたが、その増加の主体は、「商業」に対するものである（表 1-39）。

担保別の動向をみると、不況期には、「豪家」を選んで信用貸が行なわれる傾向がみられ、好況期には、概して商品担保貸出が増大している（表 1-40）。これに対して、有価証券担保貸出は比較的安定した比重を占めている。とくに東京支店では、貸付金、貸越とも、諸公債担保が圧倒的で、担保として有価証券の徴求を重視していたことがうかがわれる。また、株券担保貸出は明治19, 22, 23年および29年と、いずれも好況期に構成比率が上昇している。そしてこれが、前章で述べた両毛鉄道設立発起人に対する貸出の例にみるよう

表 1-41 期別利益金の構成 （単位 円, %）

期 別	利 益 金	構 成 比					合 計
		利 息	割引料	手数料	公債利益	その他	
明治10. 下	35, 875	39. 5	0. 3	10. 0	42. 6	7. 6	100. 0
11. 下	57, 263	33. 2	0. 2	8. 4	48. 8	9. 4	100. 0
12. 下	53, 704	41. 6	0. 6	10. 3	38. 2	9. 3	100. 0
13. 下	59, 338	45. 5	0. 2	12. 7	29. 7	11. 9	100. 0
14. 下	110, 149	42. 1	0. 1	12. 5	23. 3	22. 0	100. 0
15. 下	98, 989	31. 4	0. 1	8. 4	30. 8	29. 3	100. 0
16. 下	89, 815	25. 9	1. 6	8. 8	27. 0	36. 7	100. 0
17. 下	57, 328	36. 3	0. 6	11. 6	37. 8	13. 7	100. 0
18. 下	58, 626	34. 1	0. 1	8. 9	38. 1	18. 8	100. 0
19. 下	55, 926	31. 1	0	10. 0	43. 1	15. 8	100. 0
20. 下	67, 170	38. 3	0	9. 9	44. 9	6. 9	100. 0
21. 下	66, 655	40. 5	0. 1	10. 3	41. 6	7. 5	100. 0
22. 下	73, 863	42. 3	0. 2	8. 5	36. 4	12. 6	100. 0
23. 下	63, 947	49. 0	0	10. 8	33. 4	6. 8	100. 0
24. 下	73, 715	39. 4	2. 4	9. 8	38. 5	9. 9	100. 0
25. 下	75, 208	44. 4	1. 4	12. 0	34. 7	7. 5	100. 0
26. 下	63, 492	52. 7	2. 1	14. 0	27. 0	4. 2	100. 0
27. 下	83, 759	57. 2	3. 7	12. 5	20. 0	6. 6	100. 0
28. 下	101, 221	55. 2	4. 1	13. 5	16. 6	10. 6	100. 0
29. 下	84, 668	57. 5	3. 9	11. 7	18. 1	8. 8	100. 0

（注）「公債利益」には利子収入、売買益などを含み「その他」には前期繰越金を含む。

に、事業家や資産家に対して株式投資資金を供給する役割を果たしたものとみられる。

なお、資金運用と関連して、当行の収益源泉の推移をみると、先に述べたように、公債取扱いにかかわる収益が大きく、25年まで総収益の30%を超えて、貸出金利息収入に近い比重を保っていた。26年ごろからようやく貸出金利息収入が増加して、公債による収入の比重は20%以下に低下していった。

また、手数料収入も大きく、総収益の10%前後と安定した割合を占めていた。これによって、公金など御用関係の出納事務や為替取扱いが、かなり重要な業務として収益にも寄与していたことが知られる（表 1-41）。

県内国立銀行との比較 当行を除く県内国立銀行4行の貸出金残高の推移は、表 1-42のとおりである。資料の関係で、貸付金と当座貸越を分けることができないが、荷為替手形と割引手形が少ないことは明らかで、その点では他の4行の商業銀行的な機能の発展は、当行よりも遅れていたようである。

これら国立銀行の貸出金は、明治16年に急増し下期127万9,946円に達した。同期における当行の残高は37万2,928円で、その占有率は22.6%であった。

16年下期を100とした指数で貸出金の推移をみると、20年から23年までの間に、当行は29.9ポイント増大しているのに対し、他の4行は5.6ポイント減少している。当行の貸出が、不況期に強く圧縮され景気の回復期には著しい伸びを示しているのに比べ、他行のそれは、変動が鈍く固定的な様相をみせている。24年以降、当行の貸出の増加率は大きく、29年には4行の160.9ポイントに対し、当行は359.2ポイントとその格差を拡大し、占有率も39.4%を占めるに至った(表 1-42)。しかし、預金の占有率が50%台であったのに比べて、貸出金のそれが低かったのは、当行の公債保有による資金運用が他行に比して大きかったためである。

次に県内国立銀行の預貸率をみると、表 1-43のとおり、他行は当行に比して著しくオーバーローンの状態を呈しており、資本金を貸出に運用する貸金会社の性格を強くもっていたといえる。当行では、公金預金の割合が大き

表 1-42

新潟県内国立銀行貸出金の推移

(単位 円, %)

期 末	当 行 以 外 の 4 行				増加指数 ^(16年下期) (=100)		当行の 占有率
	貸付金当座貸越	割引手形	荷為替手形	合 計	4行合計	当 行	
明治16. 下	1, 279, 946	—	—	1, 279, 946	100. 0	100. 0	22. 6
18. 下	1, 259, 698	325	—	1, 260, 023	98. 4	69. 0	17. 0
19. 下	1, 268, 450	150	—	1, 268, 600	99. 1	90. 6	21. 0
21. 上	1, 349, 717	—	944	1, 350, 661	105. 5	135. 2	27. 2
23. 下	1, 206, 050	—	2, 942	1, 208, 992	94. 5	130. 0	28. 6
25. 下	1, 252, 982	—	—	1, 252, 982	97. 9	185. 9	35. 6
27. 下	1, 514, 510	2, 400	313	1, 517, 223	118. 5	232. 8	36. 4
29. 下	2, 056, 745	719	2, 070	2, 059, 534	160. 9	359. 2	39. 4

表 1-43

新潟県内国立銀行預貸率の推移

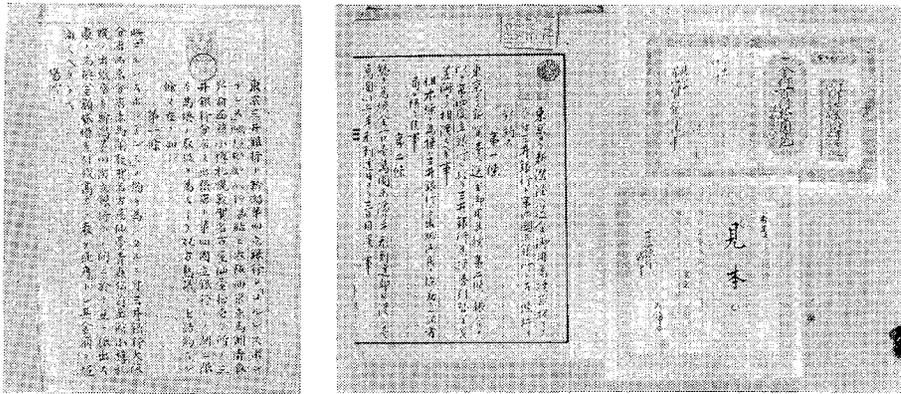
(単位 %)

期 末	当行以外の4行		当 行	
	貸出 総預金	貸出 人民預金	貸出 総預金	貸出 人民預金
明治13. 下	275. 8	298. 2	60. 9	150. 0
16. 下	459. 7	685. 5	47. 8	130. 0
18. 下	278. 1	385. 5	47. 5	102. 1
19. 下	227. 4	344. 8	74. 7	183. 9
21. 上	302. 8	429. 4	98. 6	269. 4
23. 下	266. 0	283. 1	66. 6	213. 7
25. 下	237. 6	249. 8	95. 9	202. 9
27. 下	240. 9	243. 9	85. 1	147. 1
29. 下	183. 1	194. 8	114. 8	170. 7

く、しかも有価証券による資金運用が多かったため、ほとんど貸出超過に至らなかった。しかし、国立銀行営業満期が近づくとつれ、他行は預貸率が低下したのに対し、当行は逆にオーバーローンの状態を示すようになった。この点からも、27, 28年ごろを転機として、当行の経営の性格が変わってくる事が知られる。

3. 為替業務

コルレス網の拡大 当行の為替取組みにおいては、本店が大きな比重を占



三井銀行とのコルレス契約書

(左は明治11年、中は明治10年締結されたもの。右は用紙見本)

め、そのコルレス先は、明治10年に契約した三井銀行大阪支店をはじめ、14年末には県内3か所、県外は東北、北海道、馬関など16か所となった。民間為替では本店と東京支店間、および三井銀行本支店との取組みが多く、御用為替は、三井本店のほか、県内の国立銀行や地方税取扱代理店との取組みが多い。

15年以降、当行のコルレス網は県内主要地域に拡張され、銀行類似会社の三条会社や小千谷金融会社との契約も加わった。しかし、そのコルレス網整備の中心は、県外に置かれた。16年下期から17年上期にかけて、伏木、富山、金沢、松江、伊万里、岡山、大阪、名古屋というように、主として沿岸各地へ、次いで内陸隣接県へと、コルレス網はしだいに拡大されていった。26年以後、経済活動の活発化に伴いコルレス先が増加し、29年12月の営業満期時には88か所を数えた。

こうして、20年ごろまでは三井銀行との取組みが圧倒的に多かったのが、しだいにその他の銀行との取組みが増大し、三井銀行との契約は漸次解消されていった。

また、相川支店は、海産物加工品の移出に伴って関西方面の各銀行と、さらに、米の移出と大豆などの移入に伴って北海道方面の各銀行と、それぞれコルレス契約を結んだ。東京支店は、営業満期時に23か所のコルレス先をもっていたが、そのうち県外では東北地方が多く、取組み額では、本店をはじめ

めとする県内が、大きな比重を占めていた。

本店の為替取組み高の推移は、図 1-3 のとおりで、23年ごろから増加が著しい。また、21年ごろまでは、仕向け、被仕向けが拮抗する形で推移していたが、22年からは仕向けが多くなり、為替資金は流出超過となっている。仕向けの大きな部分を占めたのは、東京支店への御用為替であったが、これは、租税の送金を現金輸送に代えて、主に為替によることにしたためであらう。

20年ごろから、東京支店からの民間為替送金が増加して、人民為替は流入超過となるが、全体としては、東京支店への資金流出が大きかった。

荷為替の取扱い 先に述べたように、当行における荷為替は、初期には皆無に近く、公債証書の荷為替が取組まれる程度であったが、明治24年ごろから商品流通に伴う荷為替が増加し始めた。

当行の場合、荷為替による移出商品の大半は米で、そのほか茶、大小豆、鉱油、海産物加工品など、主として農水産品であった。これに対して、各地から新潟へ向けて取組まれたのは、北海道、青森の海産物加工品を除けば、図 1-4 にみるように概して工産物が多かった。これらの商品は、新潟港における移出入取扱品目とよく照応しているが、これは当行が銀行機能を通じて、新潟の商品流通機能と密接な関係をもつに至ったことを示すものであろう。

また荷為替の取扱いは、資金運用の一つの手段であると同時に、為替機能

図 1-3 本店為替取扱高

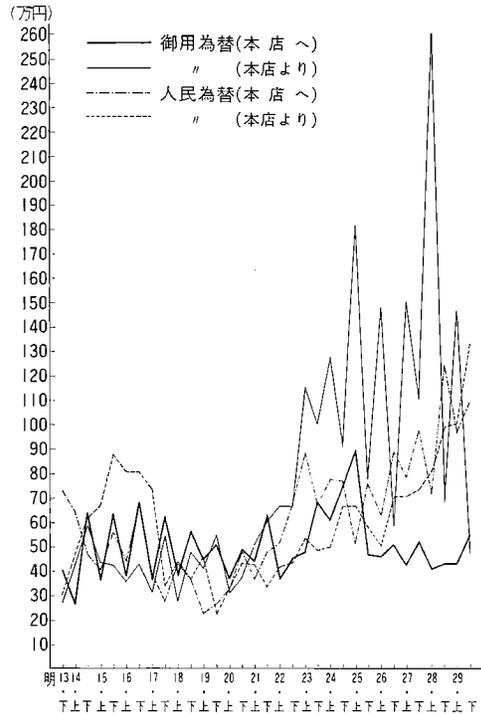
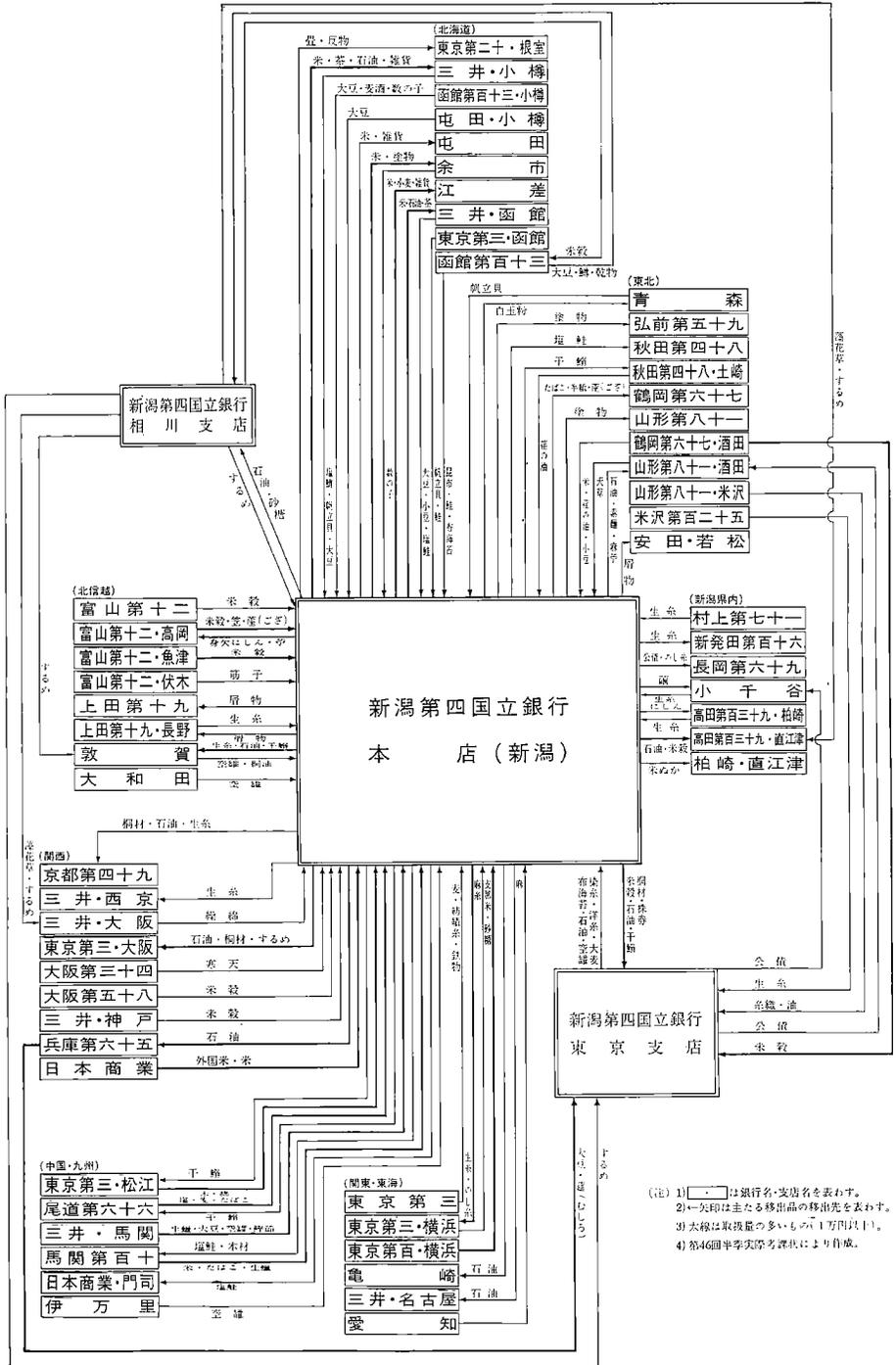


図 1-4

荷為替取引の状況（明治29年下期）



による資金の移動でもある。24年以降、当行において、荷為替取扱いが活発になったが、その一因は、御用為替による東京支店への送金超過を調整するため、新潟で荷為替貸出を行ない、東京支店で回収するという方策が推進されたことにあった。事実、それ以前の明治15～18年ごろまで、逆に東京から新潟への送金が超過したときは、先に述べた東北銀行との荷為替契約のように、東京からの逆為替を大いに優遇する措置がとられている。

県内国立銀行との比較 県内国立銀行の為替取扱い状況は、表1-44、1-45

表 1-44

新潟県内国立銀行為替取扱高（仕向け）

（単位 円、％）

年 別	当行以外の4行			当行の占有率		
	御用為替	人民為替	合 計	御用為替	人民為替	合 計
明治 17	983, 820	532, 323	1, 516, 143	47. 3	66. 8	56. 3
18
19	1, 144, 475	564, 722	1, 709, 197	48. 2	61. 2	53. 4
20	1, 186, 573	999, 606	2, 186, 179	36. 7	43. 4	40. 0
21	1, 481, 951	1, 286, 616	2, 768, 567	43. 2	37. 3	40. 6
22	1, 718, 337	1, 537, 793	3, 256, 130	43. 7	35. 6	40. 2
23	1, 140, 465	1, 985, 463	3, 125, 928	65. 8	34. 1	50. 8
24	696, 431	1, 878, 170	2, 574, 601	75. 9	38. 3	56. 7
25	553, 794	2, 408, 786	2, 962, 580	81. 9	34. 3	55. 9
26	384, 783	3, 136, 731	3, 521, 514	84. 4	27. 8	48. 3
27	446, 644	3, 259, 888	3, 706, 532	85. 3	30. 8	52. 2
28	543, 809	3, 228, 252	3, 772, 061	85. 8	35. 9	57. 4
29	469, 379	4, 101, 285	4, 570, 664	80. 5	36. 8	48. 6

表 1-45

新潟県内国立銀行為替取扱高（被仕向け）

（単位 円、％）

年 別	当行以外の4行			当行の占有率		
	御用為替	人民為替	合 計	御用為替	人民為替	合 計
明治 17	244, 937	415, 800	660, 737	80. 0	62. 0	71. 5
18
19	546, 420	483, 518	1, 029, 938	66. 5	69. 6	68. 0
20	607, 108	442, 282	1, 049, 390	59. 3	64. 1	61. 5
21	487, 988	490, 784	978, 772	68. 7	63. 6	66. 3
22	475, 461	755, 966	1, 231, 427	63. 4	61. 2	62. 1
23	498, 145	995, 910	1, 494, 055	77. 5	61. 3	68. 7
24	464, 745	1, 132, 334	1, 597, 079	74. 6	57. 9	64. 6
25	512, 702	1, 598, 220	2, 110, 922	72. 8	44. 2	55. 6
26	213, 692	1, 750, 597	1, 964, 289	82. 1	46. 5	56. 0
27	248, 314	1, 865, 625	2, 113, 939	79. 2	48. 7	56. 2
28	199, 585	2, 447, 008	2, 646, 593	80. 9	44. 4	51. 4
29	210, 830	3, 235, 234	3, 446, 064	82. 4	38. 9	46. 9

表 1-46 新潟県内5国立銀行為替取扱高の
仕向け／被仕向け比率

(単位 %))

年 別	御用為替	人民為替	合 計
明治17	152.4	146.3	149.5
18
19	135.6	91.6	113.9
20	125.9	143.3	133.7
21	167.3	152.3	160.4
22	234.8	122.7	167.7
23	151.1	117.1	132.8
24	158.5	113.3	131.6
25	162.3	127.9	141.5
26	206.7	132.8	152.5
27	255.5	129.6	160.7
28	366.6	114.4	162.8
29	201.5	122.6	137.1

のとおりであるが、¹⁾ 当行の占有率は、
受入（被仕向け）高で50～60%、振
出（仕向け）高で40～50%となっ
ており、なかでも御用為替の占有率
が高い。

人民為替では、高田第三百十九
国立銀行の取扱高が多額にのぼり、
当行を上回っている。同行は、県内
柏崎、直江津両港町に支店をもっ
たので、自行内の為替取扱高が含
まれているし、東京との取引には、
第十九国立銀行東京支店（本店：長

野県上田）との間の取組みが大きい。これに対して、村上、新発田の両国立
銀行の取扱高が少ない。

県内5行の為替取扱高においては、仕向け為替が圧倒的に大きい比重を占
めている。新潟県が有数の農業県で、地租納入による中央への資金流出が大
きかったことが、その原因であろう。明治30年でも、租税のうちに占める地
租の割合は40%となっているが、当時は、商工業に比して農業の租税負担率
が高い時代であった。

御用為替はしだいに減少する傾向にあったが、人民為替は22年ごろから増
加が目立ち、24年から御用為替を超えている。とくに27年以降、人民為替の
伸びが大きい。なかでも長岡第六十九国立銀行の増加が注目される。また、
人民為替でも、御用為替と同様に、つねに振出（仕向け）高が受入（被
仕向け）高を上回っており、為替資金は県外への流出超過となっている。

(注) 1) 為替取扱高は、各行の考課状がないため、『新潟県統計書』により判明した取
扱高の比較のみにとどまる。

第2節 株主・役員の変動

1. 株主の構成

当行株主の族籍別の構成をみると、士族は、明治6年の設立当時には二、三を数えるのみで、9年の条例改正時に至って9人に増えた。他の国立銀行では、士族が優位に立つところが多く、“士族銀行”と呼ばれたのに対して、当行は、まさに“平民銀行”ということができよう。

当行創立時には、353人という多数の株主が2,000株を出資したが、開業早々の営業困難期に株式を手放す者が多く、7年末には320人に減少し、さらに9年の条例改正時には269人、14年の増資後は236人で、零細株主が徐々に減少していった。株主数が増加に転じるのは、20年の増資以後で、29年12月の営業満期時には292人であった。

株式の集中度をみると、9年には、持株100株を超える株主2.2%が全株数の42.3%を所有したのに対し、持株10株以下の零細株主86.2%が全株数の22.6%を所有するにすぎない（表1-47、1-48）。その後、中間層がやや増大するが、その出資額も比較的少なく、大株主は少数であった。明治9年に、

県が500株というきわ立った大株主となるが、やがてその額を減じていき、営業満期時には、それまで3回増資が行なわれたにもかかわらず、200株を超える株主は、西脇済三

表 1-47 第四国立銀行持株別構成（株主数）

年 別 持株区分	(単位 人, %)							
	明治6年 (創立時)		明治9年 (改組時)		明治20年末		明治29年 (営業満期時)	
	株主 数	構成比	株主 数	構成比	株主 数	構成比	株主 数	構成比
101 以上	—	—	6	2.2	5	2.3	9	3.1
51~100	2	0.6	7	2.6	13	5.9	10	3.4
21~50	22	6.2	12	4.5	24	11.0	33	11.3
11~20	13	3.7	12	4.5	28	12.8	40	13.7
6~10	33	9.4	30	11.1	34	15.5	62	21.2
1~5	283	80.1	202	75.1	115	52.5	138	47.3
計	353	100.0	269	100.0	219	100.0	292	100.0

表 1-48 第四国立銀行持株別構成 (持株数)

(単位 株, %)

持株区分	明治6年 (創立時)		明治9年 (改組時)		明治20年末		明治29年 (営業満期時)	
	持株 数	構成 比	持株 数	構成 比	持株 数	構成 比	持株 数	構成 比
101 以上	—	—	1,269	42.3	713	20.4	1,584	31.7
51~100	130	6.5	474	15.8	954	27.3	807	16.1
21~ 50	782	39.1	373	12.5	813	23.2	1,088	21.8
11~ 20	218	10.9	205	6.8	449	12.8	613	12.3
6~ 10	282	14.1	252	8.4	281	8.0	526	10.5
1~ 5	588	29.4	427	14.2	290	8.3	382	7.6
計	2,000	100.0	3,000	100.0	3,500	100.0	5,000	100.0

表 1-49 当行の大株主 (明治29年12月営業満期時)

氏 名	株 数	摘 要
西 脇 一 族	315	商人
鍵 富 一 族	309	商人
佐藤伊左衛門(2代)	276	地主, のち取締役
八 木 朋 直	198	頭取
白 勢 春 三	181	取締役支配人
鈴 木 長 八(2代)	158	取締役, 回船問屋
村 上 鮭 産 育 所	143	旧村上藩士族が運営
山 口 一 族	130	事業家, 地主
二 宮 一 族	129	地主
竹 山 屯	104	病院経営, のち監査役
牧 口 義 方	95	監査役, 柏崎銀行頭取
横 山 太 平	90	取締役, 事業家

筆頭に、鍵富などの新興事業家や、世襲的に株式を引継いできた人びとであった。

2. 役員の異動

当行が経営困難に陥っていた明治8年2月、株主総会において役員改選が行なわれたが、市島をはじめ全員が就任を辞退した。この改選にからんで、株主24人が、貸出に不正ありとして本店に押しかける事件も生じた。翌3

郎と佐藤伊左衛門(2代目)の2人のみであった。

また、創立時の発起人12人のうち5人は、明治9年までに株主の地位を去った。さらに、当初、30株以上の大株主であった両田巻家は11年までに、市島家、両白勢家、今井家などの大地主たちも16~18年の間に、次々と株主の地位を去り、代わって事業家や商人層が、大株主として台頭してくる。

営業満期時における大株主は、表1-49にみるように、西脇一族を

月、県の立会いのもとに臨時株主総会が開かれ、役員の新選出が行なわれた。その後も、辞任や補選が相次いだ。これは、銀行運営担当者の間に、経営不振をめぐって確執が生じたことによるものと思われる。そしてその過程で、田巻三郎兵衛、本間新作、白勢長衛などの大地主が役員を退いていき、免状再下付前の役員は、市島、西脇（清一郎）、佐藤、鈴木（2代目長八）の4人にすぎなくなった。

9年の改選により、営業継続後の新役員として、頭取には八木朋直、取締役には西脇吉郎右衛門（小千谷の商人で、前取締役清一郎はその分家）、佐藤伊左衛門、鈴木長八、白勢彦次郎（支配人専任のため翌月辞任）が就任した。

しかし、これまで特例をもって認められていた代理人の許可がおりなかった。西脇、佐藤の両人は、就任後間もない10年1月に退任し、その代理人であった原田銀造、佐藤信太郎が取締役に就任した。

前述のように、県の役人で大属という高い職位にあった八木朋直が、第2代頭取に就任し、当行と県との関係が緊密化する一方、市島をはじめとする大地主層は、しだいに銀行運営担当者の地位を去り、商人層が経営の中樞を掌握するようになった。

役員の変遷を大地主の系列別にみると、市島家では、先代徳次郎が初代頭取を辞任したのち、明治42年になって、2代目徳次郎が役員に就任している。その親戚の佐藤家では、先代伊左衛門から代理人佐藤信太郎に代わり、同人が20年に辞任したあと、明治30年に2代目伊左衛門が就任した。

白勢家では、当主長衛が、明治8年、短期間在任した。しかし、その分家彦次郎は、創立当初から支配人となり、13年に取締役を兼任し、21年8月死去したが、同年4月、その子、春三が支配人心得として入行し、翌22年に支配人、29年1月には取締役支配人となった。

商人の系列としては、先代鈴木長八に次いで2代目長八が、明治8年から大正4年まで長期間在任し、大正6年にその子、久蔵が取締役に就任した。

小千谷の西脇家では、創立総会当時、吉郎右衛門が副頭取に予定されていたが、代わって分家の清一郎が副頭取に就任した。清一郎の退任に伴って、

当主吉郎右衛門が副頭取となり、さらにその代理人原田銀造へと引継がれた。そして、原田が14年に退任したのち、ふたたび吉郎右衛門が取締役として明治16年まで在任した。その在任中、子息の悌次郎も、10年2月から12年12月まで取締役の地位にあり、悌次郎の兄、国三郎も明治20～29年1月の間、次いで当行の新潟銀行への転換に際して、清一郎の子、寛蔵が取締役となり、29年12月～30年7月の間在任した。

吉郎右衛門の親戚に当たる山口権三郎は、明治18～19年、20～22年、33～35年の3回役員となった。

鍵富家では、初代三作が明治13～36年まで取締役となり、その子、徳次郎に交代したあとも、41年まで監査役を勤めた。大正8年に徳次郎が死亡退任すると、2代目三作が監査役に就任する。

八木頭取時代、これらの系列以外の者で役員となったのは、明治22年に取締役に就任した新潟の事業家、横山太平1人のみである。そして、20年以降の国立銀行時代には、ほぼ地主系列の役員が姿を消し、商人もしくは事業家が、当行の経営を担当した。

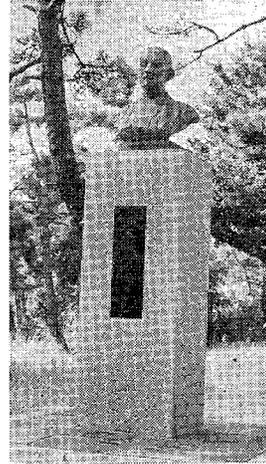
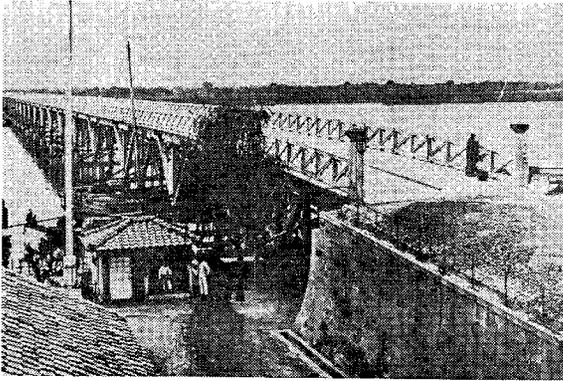
(注) 1)、2) 西脇悌次郎の辞任は、三菱系の新潟物産会社が設立された際、その社長に迎えられたため、副支配人の鈴木長蔵も13年2月辞任して同社の支配人に転出し、西脇に代わって三井系の鍵富が当行の取締役に就任したものである。

なお西脇は、横浜正金銀行の創設時同行取締役となり、13年3月、当行の東京支店支配人辻金五郎も同行支配人に転出した。

第2代頭取 八木 朋 直

八木朋直は、天保12年(1841年)3月10日、米沢藩士金子文弥の二男に生まれ、同藩の士族八木丈七の養子となった。のち、関流算法奥伝の免許を受け、戊辰の役には、米沢藩軍事検地方兼会計方として越後にも転戦した。明治2年に水原の越後府に租税会計方として仕官し、越後府が水原県、次いで新潟県と変わったのに伴い、八木も新潟県の官吏となって累進し、大属となった。

八木は国立銀行条例が改正された明治9年、上司の勧めもあって官途を辞して、¹⁾ 当行の第2代頭取に就任した。



最初の万代橋と八木朋直顕彰碑

(万代橋架橋をたたえて新潟市護国神社境内に建てられた)

八木の談話によれば、当時、役員であった郡部の大地主などは日勤できなかったため、代人を差し向けていたが、その際、支配人格の人物は手放しがたく「寧ろ気が利かなくとも正直なる者²⁾」を派遣していた。しかし、「西洋数字の分り難き帳簿等なれば、使用人によきようにせらるるとの評判高まり³⁾」当行の信用は下落して、株式も80円以下で売物に出る状況となった。そのため、「大株主の胸中にも整理の必要を感じられてか、当時新潟県庁の会計課長を勤め居る拙者⁴⁾に対し第一銀行の渋沢氏にならいて」、頭取就任の交渉があったという。

当行創立者の一人である本間新作は、「そのころは、⁵⁾ 県庁の会計課長などと申せば、民間から非常の尊敬を払ったもので、その人が自らやろうと言い出したのですから、発起人の方でも内々食べつけない銀行事業に困難している場合でもあり、⁶⁾ 旁々大きに喜んで、早速八木さんに引き渡した…」と語っている。

当時、経営不振に呻吟し、取締役の辞任が相次ぐなど、当行は、銀行運営の危機に直面していたが、八木は頭取に就任するや、旧来の不健全な貸出を整理して、米商資本との連結を強化する方針に切り替え、県との密接化をはかるなど、強力な指導性を発揮していった。

八木は、「銀行ノ確実ナルト否トハ割賦金ノ多少ニアラズシテ、積立金ノ多少⁷⁾ニ在ルヤ亦疑ヲ容ルベカラズ」とし、随所に堅実経営の方針を貫き、恐慌期にもよく経営を維持して、普通銀行への転換の基礎を固めた。

八木は、理財に明るかったのみならず、豪毅な一面があった。明治12年、米価の高騰とコレラの大流行により、新潟の町に暴動が起き、富商などが襲われ

たとき、副支配人の鈴木長蔵は、夜間、八木の私宅に駆けつけ、現金を他へ移すことを相談した。八木は、「人々にうらまれるおぼえなし、もし万一人望薄く家屋壊されればやむなし。他へ持出し暴徒に奪われたら、それこそ株主に対して申訳ない。銀行の現金は、置くべき処に置くのがよい⁸⁾」と答えた。事実、被害はなかった。

また、13年の新潟大火の折り、八木は、金庫のなかの紙幣を残らず取出し、そこに不用の帳面を入れさせた。アメリカ製上等金庫の偉力を試すためであった。本店は焼失し、金庫も火を被ったが、そのなかの帳簿は回りを焦がしただけで無事であった。そして、金庫が焼失しなかったことが、当行の信用を大いに高めたという。

八木は、29年12月に頭取を辞したのちも、当行の取締役会長となり、新潟商業銀行取締役、農工銀行監査役、新潟市長などを歴任し、社会的にも大きく貢献した。私費を投じて、信濃川に万代橋を架ける計画を実現せしめた話は有名である。晩年は文墨をたしなみ、川柳をよくし、柳雪、橋架（狂歌）翁などと号した。

八木が没したのは昭和4年6月7日、享年89歳であった。

(注) 1) 『新潟市史』下巻 863 ページには、八木は当行の創立に際し、「県令楠本正隆の旨を受けて大いに斡旋尽力するところあり、同9年8月、終に上司の懇意により、同銀行の頭取となる」と記されている。

2), 3), 4) 八木頭取直筆の草稿。

5) 八木頭取直筆の草稿、および「八木朋直翁頭影胸像建立委員会」記述の略歴によれば、八木は明治7年8月、会計課長に就任したとされている。しかし、当時、会計課はなく、明治6年11月の新潟県官員録によれば、八木は出納課の責任者であったことが推察できる。

6) 明治40年5月14日「新潟新聞」(当行創立35周年祝賀会における祝辞)。

7) 「第四国立銀行第八回集会録事」(明治11年2月10日開催)。

8) 稿本『第四銀行六十五年史』第8巻。

表 1-50-1 新潟県内銀行類似会社設立状況一覧表

会社名	設立時			最終時	
	設立年月	所在地	資本金	最終年月	事由
貸付会社	明12以前	東頸城郡山口村	千円	明14~16	…
商資励舎	12以前	中頸城郡高田横町	…	14~16	…
商資励舎	12以前	中頸城郡高田本杉鍛冶町	…	14~16	…
商資励舎	12以前	中頸城郡藤巻村	…	14~16	…
商資励舎	12以前	中頸城郡高田下小町	…	14~16	…
商法用達舎	12以前	中頸城郡高田下職人町	…	14~16	…
商法用達舎	12以前	中頸城郡上吉野村	…	14~16	…
積小社	4~5	新潟区上大川前通10	60.0	18. —	…
北越商会	12. 6	新潟区上大川前通11	12.0	18. —	他業種へ転換
長岡商会	12. 12	古志郡長岡町	40.0	14~16	他業種へ転換
漸新社	13. 3	北蒲原郡新発田材木町	50.0	19~20	…
殖産社	13. 4	刈羽郡柏崎下町	1.1	19~20	…
共救社	13. 4	北魚沼郡西吉谷村	1.8	19. 3	解散
保進社	13. 5	北魚沼郡小千谷町	33.0	19~20	…
酬徳社	13. 5	北蒲原郡中条町	31.2	25. —	…
日進社	13. 7	三島郡片貝村	50.0	23. —	…
北溟商社	13. 7	中蒲原郡白根町	38.0	14~16	…
峰岡貸金会社	13. 9	西蒲原郡峰岡村	44.6	26. —	銀行へ転換(峰岡銀行)
輔成社	13. 10	新潟区古町通 1	50.0	24. —	…
共益社	13. 11	三島郡大積村	5.0	24. 1	解散
巻社	13. 11	西蒲原郡巻村	10.0	26. —	銀行へ転換(巻銀行)
福井貸金会社	13. 12	西蒲原郡五ヶ浜村	40.0	27. —	銀行へ転換(五ヶ浜銀行)
商資用達会社	13. 12	西頸城郡厚田村	25.0	26. —	銀行へ転換(商資株式会社)
広融社	13. 12	南蒲原郡見附町	150.0	24. 3	銀行へ転換(見附銀行)
五泉商法会社	13. —	中蒲原郡五泉町村	…	14~16	…
商盛励舎	13. —	中頸城郡高田上職人町	…	14~16	…
交銀私局	13. —	中頸城郡高田稲田町	…	14~16	…
商法用達舎	13. —	中頸城郡高田陀羅尼町	…	14~16	…
起業会社	13. —	中頸城郡高田呉服町	…	14~16	…
協同社	13. —	西蒲原郡赤塚村	…	14~16	…
起組	13. —	新潟区本町通13	…	14~16	…
金嚮融通社	13. —	中頸城郡野村	…	14~16	…
新成社	13. —	北蒲原郡新発田本村	…	14~16	…
正皓社	14. 1	西蒲原郡巻村	50.0	21. —	…
昌栄社	14. 3	北魚沼郡堀之内村	50.0	26. 11	銀行へ転換(堀之内銀行)
養志社	14. 3	西蒲原郡弥彦村	3.0	26. —	…
日新社	14. 3	西蒲原郡吉田村	10.1	18. 12	解散
金融会社	14. 4	北魚沼郡小千谷町	300.0	26. 10	銀行へ転換(小千谷銀行)
栄盛社	14. 4	南魚沼郡塩沢村	100.0	23. 12	解散
量制社	14. 4	中魚沼郡十日町村	100.0	25. —	…

会社名	設立時			最終時	
	設立年月	所在地	資本金	最終年月	事由
金盛会社	明14.	4南魚沼郡黒土村	千円 3.0	明19~20	…
河原田融通会社	14.	4雑太郡河原田諏訪町	6.0	26.	— …
三条会社	14.	5南蒲原郡三条町	250.0	26. 9	銀行へ転換(三条銀行)
商法融通会社	14.	5北魚沼郡三仏生村	4.0	21.	— …
開益社	14.	5中蒲原郡沼垂町	50.0	23.	— 解散
詢益社	14.	6三島郡西谷村	10.0	26.	— 他業種へ転換
広融会社	14.	6南魚沼郡湯沢村	57.0	19~20	…
進益社	14.	7中魚沼郡馬場村	30.0	26.	— 銀行へ転換(進益社)
清規社	14.	7西蒲原郡木戸新田	15.0	22.	— …
材木社	14.	7北魚沼郡小千谷町	1.5	19~20	…
流融社	14.	8西蒲原郡木戸新田	20.0	26. 12	銀行へ転換(木山銀行)
東北同一会社	14.	9古志郡長岡町	50.0	26.	— …
金融会社	14.	10西蒲原郡地藏堂村	75.0	26.	— 銀行へ転換(地藏堂銀行)
新益社	14.	11北魚沼郡小千谷町	25.0	19~20	…
永世家禄会社	14.	12刈羽郡柏崎町	5.0	27.	— 他業種へ転換
互益融通社	14.	12中頸城郡末野村	2.5	18.	— …
殖産社	14.	12東頸城郡飯室村	1.5	19~20	…
中条会社	14.	12中魚沼郡中条村	10.0	19~20	…
成資社	14.	12中頸城郡竹直村	15.0	27. 2	銀行へ転換(成資銀行)
関谷社	15.	2岩船郡関谷村	10.0	19~20	…
共益社	15.	2中魚沼郡中屋敷村	30.0	24.	— …
原泉社	15.	2北蒲原郡水原町	70.0	19~20	…
協益社	15.	2中魚沼郡大井平村	10.0	19~20	…
広瀬会社	15.	3北魚沼郡須原村	15.0	26.	— 銀行へ転換(広瀬銀行)
厚信社	15.	3刈羽郡柏崎町	120.0	26. 12	銀行へ転換(柏崎銀行)
新津会社	15.	3中蒲原郡新津村	50.0	23.	— …
沢集社	15.	3中魚沼郡赤沢村	10.0	19~20	…
小須戸会社	15.	3中蒲原郡小須戸村	100.0	23.	— 解散
白根会社	15.	5中蒲原郡白根町	50.0	26. 12	銀行へ転換(白根銀行)
駛溪金融会社	15.	5西頸城郡西谷内村	20.0	26. 12	銀行へ転換(駛溪株式会社)
共融社	15.	5南蒲原郡今町新田	10.0	26.	— …
賀茂会社	15.	5南蒲原郡加茂町	85.0	20.	— 解散
小池会社	15.	5西蒲原郡小池村	1.0	19~20	…
向荣社	15.	5北魚沼郡西千谷村	5.8	19~20	…
共信会社	15.	12中蒲原郡互賀村	5.0	24.	— …
西頸城金融会社	16.	1西頸城郡糸魚川町	100.0	27. 2	銀行へ転換 (西頸城金融株式会社)
成賀社	16.	2中蒲原郡亀田町	60.0	19~20	…
融通社	16.	2北魚沼郡東吉谷村	5.0	19~20	…
保定社	16.	2北蒲原郡葛塚村	60.0	20.	— 解散
益盛社	16.	3北魚沼郡下島村	16.0	23.	— …
盛進社	16.	3北魚沼郡原村	12.0	23.	— …
積得社	16.	4西蒲原郡旗屋村	50.0	19~20	…

会社名	設立時			最終時	
	設立年月	所在地	資本金	最終年月	事由
栃尾誠進社	明16. 5	古志郡栃尾町村	千円 56.0	明26. 1	銀行へ転換(栃尾銀行)
隆益社	16. 6	南魚沼郡虫野村	20.0	26. 1	...
南立社	16. 6	北蒲原郡西藁口村	15.0	19~20	...
好同会社	16. 6	南蒲原郡東大崎村	5.6	19~20	...
有隣社	16. 7	北魚沼郡根小屋村	17.6	19~20	...
酒屋会社	16. 7	中蒲原郡酒屋村	15.0	23. 1	...
小出金融社	16. 8	北魚沼郡小出島村	50.0	26. 1	銀行へ転換(小出銀行)
共資社	16. 8	中頸城郡柿崎村	15.0	19~20	...
永盛社	16. 10	中魚沼郡秋成村	5.0	21. 1	...
弘益会社	16. 10	中頸城郡土底浜村	25.0	19~20	...
共積会社	17. 3	西頸城郡糸魚川町	5.0	24. 1	...
集成社	17. 6	西蒲原郡上和納村	15.0	27. 1	銀行へ転換(和納銀行)
量益社	17. 7	中魚沼郡倉俣村	0.4	26. 1	銀行へ転換(量益会社)
新井金融会社	17. 7	中頸城郡新井村	30.0	26. 1	銀行へ転換 (新井金融株式会社)
愛信社	17. 8	中頸城郡柿崎村	10.0	19. 5	銀行へ転換(柿崎銀行)
松野尾社	18. 2	西蒲原郡松野尾村	15.0	26. 10	銀行へ転換(松野尾銀行)
栄盛社	18. 2	中魚沼郡中深見村	1.1	21. 1	...
漸盛社	18. 3	中魚沼郡赤沢村	0.7	25. 1	...
能生谷一円公益 会社	18. 8	西頸城郡島道村	12.5	26. 1	銀行へ転換(公益会社)
村松会社	18. 10	中蒲原郡村松町	30.0	27. 1	銀行へ転換(村松株式会社)
起業融通社	19. 5	三島郡塚村	20.0	23. 1	...
津川共盛社	転入 19. 5	東蒲原郡津川町	13.5	26. 1	...
宮崎社	20. 10	中頸城郡田村	5.1	27. 3	他業種へ転換
量平社	20. 11	岩船郡村上町	10.0	26. 11	銀行へ転換(佐藤金融会社)
保成社	26. 12	中魚沼郡田沢村	1.1	26. 1	他業種へ転換

- (注) 1) 最終時、事由欄のカッコ内は転換後の銀行名。その後の経過については表1-50-2を参照のこと。
2) 主として『新潟県統計書』、県内各郡市町村史によったが、十分正確を期し得なかった。
3) 津川共盛社(設立 明15. 4)の転入は東蒲原郡の新潟県への編入によるものである。

表 1-50-2 新潟県内銀行設立状況一覽表

銀行名	設 立 時		本店所在地	資本金	頭取名
	設立年月日	開業年月日			
第 四 国 立	明 6. 12. 24	明 7. 3. 1	新潟港東堀前通 7	200	市島徳次郎
第 七 十 一 国 立	11. 10. 7	11. 11. 15	岩船郡村上町	70	樋口次郎平
第 六 十 九 国 立	11. 11. 2	11. 12. 20	古志郡長岡町	100	関矢孫左衛門
第 百 十 六 国 立	11. 12. 10	12. 2. 5	蒲原郡新発田町	50	五十嵐甚蔵
第 百 三 十 九 国 立	12. 2. 26	12. 7. 3	頸城郡高田町	100	川上 直本
第 三 十 一 国 立	転入 19.5.10 11. 3. 14	11. 6. 9	福島県若松町	100	平田次八郎
*柿 崎	17. 8. 11	19. 5. 26	中頸城郡柿崎村	20	八木 喜作
*見 附	13. 12. 一	24. 3. 18	南蒲原郡見附町	150	刈田儀一郎
*三 条	14. 5. 23	26. 9. 14	南蒲原郡三条町	300	広川 長八
*松 野 尾	18. 2. 3	26. 10. 27	西蒲原郡松野尾村	10	山賀 五平
*小 千 谷	14. 4. 14	26. 10. 30	北魚沼郡小千谷町	150	西脇国三郎
*佐藤金融会社	20. 11. 一	26. 11. 13	岩船郡村上町	20	佐藤 伊助
*堀 之 内	14. 3. 28	26. 11. 17	北魚沼郡堀之内村	25	(専)宮 末 八
*木 山	14. 8. 3	26. 12. 8	西蒲原郡木山村	15	藤巻 茂七
*白 根	15. 5. 5	26. 12. 28	中蒲原郡白根町	50	市嶋毅一郎
*柏 崎	15. 3. 31	26. 12. 29	刈羽郡柏崎町	120	牧口 莊三郎
*駛溪株式会社	15. 5. 19	26. 12. 一	西頸城郡西早川村	22	渡辺清治平
*峰 岡	13. 9. 6	26. 一 一	西蒲原郡榎木岡村	23	内山 末治
* 卷	13. 11. 5	26. 一 一	西蒲原郡卷町	28	内藤 彦六
*商資株式会社	13. 12. 28	26. 一 一	西頸城郡大和川村	20	(専)穂刈忠左衛門
*地 蔵 堂	14. 10. 6	26. 一 一	西蒲原郡地藏堂町	40	山浦大次郎
*広 瀬	15. 3. 14	26. 一 一	北魚沼郡須原村	20	大平 良治
*栃 尾	16. 5. 1	26. 一 一	古志郡栃尾町	65	那須直右衛門
*小 出	16. 8. 24	26. 一 一	北魚沼郡小出町村	50	酒井 文吉
*公 益 会 社	18. 8. 5	26. 一 一	西頸城郡南能生村	8	伊藤 広之
*進 益 社	14. 7. 25	26. 一 一	中魚沼郡馬場村	30	金沢 新清
*量 益 会 社	17. 7. 15	26. 一 一	中魚沼郡倉俣村	0. 4	大口隼一郎
*新井金融株式会社	17. 7. 26	26. 一 一	中頸城郡新井町	13	金子齋一郎
上能生金融会社	26. 7. 18	...	西頸城郡上能生村	7	(専)戸田 正信
秋成合資会社	26. 12. 5	...	中魚沼郡秋成村	1	桑原 寅松
*村松株式会社	18. 10. 6	27. 1. 23	中蒲原郡村松町	30	(専)服部 幾七
*和 納	17. 6. 4	27. 1. 25	西蒲原郡和納村	20	伊藤栄三郎
*西頸城金融株式会社	16. 1. 23	27. 2. 8	西頸城郡糸魚川町	70	江田 益盛
*成 資	14. 12. 一	27. 2. 一	中頸城郡中吉川村	70	小田 仁作
*五 ヶ	13. 12. 16	27. 一 一	西蒲原郡五ヶ浜村	22	遠藤治一郎
小出荷為合資会社	27. 1. 27	...	北魚沼郡小出町村	15	(取)酒井 文吉
雷 土	28. 1. 25	...	南魚沼郡三用村	12	(専)佐藤梅太郎
直江津積 塵	28. 6. 14	...	中頸城郡直江津町	100	(専)田中謙五郎
新 潟 貯 蓄	28. 9. 12	28. 10. 1	新潟市本町通 7	30	(専)鍵富岩三郎
三 島 農 商	28. 12. 9	...	三島郡脇野町	100	田口十一郎

最 終 時		備 考 (おもな経過)
最終年月	事 由	
現 存		明29.12.19新潟銀行に改組, 大 6. 1. 20第四銀行と改称
昭13. 8. 7	第四へ合併	明31.10. 1村上銀行に改組
昭17.12. 7	長岡六十九(合併新立)	明31. 1. 1六十九銀行に改組
大10.10.31	第四へ合併	明31. 2. 1新発田銀行に改組
昭18. 3. 29	第四へ営業譲渡	明31. 1. 1百三十九銀行に改組
明21. 4. 30	大阪第百四十八国立へ合併	{明18. 3. 21東蒲原郡津川町へ移転, 明19. 5. 10東蒲原 郡が新潟県に編入
昭 5.11.15	百三十九へ合併	前身愛信社
大11.11. 1	長岡へ合併	前身広融社
昭 4. 8.31	新潟へ合併	前身三条会社
大12.12.17	村上へ合併	前身松野尾社, 明42. 2岩船銀行と改称
昭 5. 8. 3	第四へ合併	前身金融会社
大 7. 7. 一	港屋と改称, 長野県へ移転	前身量平社, 明30~31佐藤銀行と改称
昭 5. 4. 1	小千谷へ合併	前身昌栄社
明30~31	…	前身流融社
昭11. 9. 7	第四へ合併	前身白根会社
昭18. 3. 29	第四へ営業譲渡	前身厚信社
昭 2.12. 一	黒部(富山県)へ合併	前身駛溪金融会社, 明36早川銀行と改称
大 1.11. 一	小川と改称, 栃木県へ	前身峰岡貸金会社
昭 4.10. 1	第四へ合併	前身巻社
明33. 5. 一	大和川貯蓄へ合併	前身商資用達会社
大15. 1. 24	寺泊(合併新立)	前身金融会社
昭 6. 9. 1	第四へ合併	前身広瀬会社
昭 9.11. 1	六十九へ合併	前身栃尾誠進社
昭 8.12. 9	六十九へ合併	前身小出金融社
大15.11.23	能生(合併新立)	前身能生谷一円公益会社, 明29公益銀行と改称
昭 2. 3. 一	十日町へ合併	前身進益社, 明32水沢銀行と改称
昭 3. 一 一	解散	前身量益社, 明42. 7倉俣銀行と改称
昭 4.12. 一	百三十九へ合併	前身新井金融会社, 明30新井銀行と改称
明33. 5. 一	公益へ合併	
昭 6. 一 一	解散	大2. 5 秋成銀行と改称
昭 5. 6.15	第四へ合併	前身村松会社, 明29.11.19村松銀行と改称
昭 4.10.13	第四へ合併	前身集成社
昭 6.12. 3	百三十九へ営業譲渡	{前身西頸城金融会社, 明36. 1.19西頸城銀行と改称, 明40. 6.18越後銀行と改称
大 9. 9. 1	六十三(長野県)へ合併	前身成資社
昭 3. 5. 一	巻へ合併	前身福井貸金会社
大 4. 2. 一	黒部と改称, 富山県へ	
昭 3. 7.25	小出へ合併	
大 4. 6.14	解散	明32~35直江津銀行に改組
昭19.11. 4	第四へ合併	
昭 2. 4. 1	六十九へ合併	大 9. 3脇野町銀行と改称

銀行名	設立時					
	設立年月日	開業年月日	本店所在地	資本金	頭取名	
宮今与寺北長直三北安(資)新新五糸村中松大佐相山能加新沼上北六木越柏関吉大岩新(名)塩高十	川明	29. 1. 24	...	刈羽郡宮川町	千円	(専)本多政三郎
	町	29. 5. 18	明29. 6. 23	南蒲原郡今町	70	久保虎三郎
	板	29. 8. 18	29. 10. 1	三島郡与板町	75	(専)三輪潤太郎
	泊	29. 8. 31	...	三島郡寺泊町	100	(専)柳下安兵衛
	越	29. 9. 7	...	三島郡尼瀬町	60	(専)佐藤 長七
	岡	29. 10. 7	29. 11. 10	古志郡長岡町	500	山口権三郎
	貯蓄	29. 10. 9	29. 10. 20	中頸城郡直江津町	15	(専)堀田 直之
	金	29. 10. 30	29. 12. 1	南蒲原郡三条町	70	(専)石田長次郎
	業	29. 11. 26	30. 1. 4	南蒲原郡三条町	200	渡辺 幸平
	塚	29. 12. 28	30. 1. 28	東頸城郡安塚村	30	横尾 義周
	業	30. 1. 11	30. 2. 5	新潟市上大川前通1	50	鍵富 三作
	業	30. 3. 5	30. 4. 1	新潟市上大川前通10	700	(専)斎藤喜十郎
	蔵	30. 3. 22	30. 5. 1	新潟市本町通10	50	(専)安宅 善平
	泉	30. 3. 26	30. 5. 8	中蒲原郡五泉町	100	歌川 善藏
	川	30. 4. 9	...	西頸城郡糸魚川町	150	(専)池原 忠藏
貯蓄	30. 5. 4	30. 6. 1	岩船郡村上町	30	(専)佐藤 伊助	
燕	30. 6. 16	30. 8. 1	西蒲原郡燕町	50	本多 倉作	
立	30. 6. 18	30. 7. 15	北蒲原郡中条町	100	佐藤三郎太郎	
平	30. 7. 17	30. 8. 20	東頸城郡松平村	50	田辺卯八郎	
貯蓄	30. 7. 19	...	西頸城郡大和川村	40	金子 甚助	
渡	30. 7. 23	30. 10. 6	佐渡郡夷町	80	(専)土屋六右衛門	
川	30. 8. 10	30. 9. 1	佐渡郡相川町	80	(専)久保田金五郎	
瀬	30. 8. 12	...	西頸城郡上名立村	10	(専)金子徳太郎	
生	30. 9. 3	30. 11. 4	西頸城郡能生町	50	(専)加藤善治郎	
貯蓄	30. 9. 8	30. 10. 1	南蒲原郡加茂町	30	(専)石田 友吉	
貯蓄	30. 9. 10	30. 11. 1	北蒲原郡新発田町	50	(専)田辺 久藏	
垂	30. 9. 22	31. 1. 6	中蒲原郡沼垂町	100	(専)野崎 禄栄	
越	30. 11. 26	31. 1. 1	中頸城郡小出雲村	100	(専)入村四郎作	
貯蓄	31. 1. —	...	三島郡尼瀬町	30	(専)佐藤 長七	
町	31. 2. 1	...	南魚沼郡六日町	100	(専)青木 利福	
浦	31. 3. 18	...	西頸城郡木浦村	20	(専)五味川吉雄	
見	31. 5. 7	...	南蒲原郡見附町	50	(専)家坂 徳衛	
貯金	31. 6. 7	...	刈羽郡柏崎町	50	牧口 義方	
原	31. 9. 27	...	三島郡関原村	100	遠藤六太郎	
貯蓄	31. 12. 3	32. 1. 5	西蒲原郡吉田村	30	(専)今井 孫市	
満	31. 12. 20	...	北魚沼郡湯之谷村	15	佐藤 源次	
東	32. 4. 19	...	西頸城郡上早川村	20	(専)島田 久治	
農工	32. 6. 13	...	新潟市西堀通4	1,000	鈴木 長藏	
田	32. 6. 18	...	南蒲原郡加茂町	50	(理事)石田友吉	
沢	32. 9. 24	33. 2. 9	南魚沼郡塩沢町	100	井口 隆	
貯蓄	32. 12. 10	...	中頸城郡高田町	50	大滝伝十郎	
町	32. 12. 15	33. 2. 11	中魚沼郡十日町	200	岡田 龍松	

最 終 時		備 考 (おもな経過)
最終年月	事 由	
大13. 7. 19	長野実業(長野県)へ合併	
昭 7. 9. 4	第四へ合併	
大13. 9. 1	第四へ合併	
大15. 1. 24	寺泊(合併新立)	
大14. 5. 3	破産	
昭17. 12. 7	長岡六十九(合併新立)	
大13. 7. 18	百三十九へ合併	明35. 11. 19 直江津商業銀行に改組
大13. 1. 1	三条へ合併	大11. 1. 一 三条工商銀行に改組
昭 4. 8. 31	新潟へ合併	
昭18. 3. 29	第四へ営業譲渡	
大 9. 11. 16	第四へ合併	明31. 1. 29 (資)鍵三銀行と改称
昭18. 3. 29	第四へ合併	大 7. 4. 一 新潟銀行と改称
昭 4. 8. 一	解散	大11. 1. 一 新潟農商銀行に改組
大 5. 5. 一	解散	
大 4. 10. 一	興津と改称, 静岡県へ	
大13. 6. 29	村上へ合併	大11. 1. 一 村上産業銀行に改組
大11. 6. 11	第四へ合併	
大 1. 12. 15	第四へ合併	
昭 9. 12. 15	安塚へ合併	明35. 1. 20 松代銀行と改称
昭 7. 1. 25	大和川(合併新立)	大11. 1. 一 大和川銀行に改組
大15. 10. 1	第四へ合併	
大13. 9. 1	第四へ合併	
大13. 7. 18	百三十九へ合併	明40. 9. 19 高田商業銀行と改称
大15. 11. 23	能生(合併新立)	
昭 4. 9. 1	第四へ合併	明33. 12. 13 加茂銀行に改組
大15. 10. 1	新潟へ合併	{大 8. 12. 12 新潟貯金銀行と改称,
大 9. 2. 10	第四へ合併	{大11. 1. 一 新潟商業銀行に改組
大 9. 6. 21	六十三(長野県)へ合併	
明32~35	...	
昭 2. 10. 1	六十九へ合併	
大15. 4. 13	解散	明40. 5. 2 北陸銀行と改称
大12. 12. 1	六十九へ合併	
大12. 1. 1	長野実業(長野県)へ合併	大11. 1. 一 柏崎農商銀行に改組
昭 6. 12. 1	六十九へ営業譲渡	
昭 4. 2. 24	第四へ合併	大11. 1. 一 西吉田銀行に改組
大 5. 2. 一	東京市へ移転	
昭 7. 1. 25	大和川(合併新立)	
大11. 9. 18	日本勧業へ合併	
大 3. 8. 7	解散	
昭 5. 4. 1	第四へ合併	
大15. 1. 18	安塚へ合併	大11. 1. 一 上越高田銀行に改組
昭 9. 4. 1	六十九へ合併	

銀行名	設 立 時		本店所在地	資本金	頭 取 名
	設立年月日	開業年月日			
三 条 信 用	明32.12.25	明33. 2. 1	南蒲原郡三条町	千円 100	(専)岩崎 又造
(資)今 井	33. 2. 24	33. 7. 5	西蒲原郡吉田村	50	(理事)今井孫市
青 木	33. 4. 9	…	南魚沼郡中目来田村	50	青木 利福
石 地	33. 5. 20	…	刈羽郡石地町	30	(専)田村吉十郎
北 越 倉 庫	33. 6. 6	…	中頸城郡直江津町	150	保阪 祐吉
積 善	33. 6. 23	…	西頸城郡大和川村	50	(専)井上 恒助
小 須 戸 貯 蓄	33. 6. 30	33.10. 1	中蒲原郡小須戸町	30	(専)川村亀太郎
岡 野 町	33. 7. 23	…	刈羽郡岡野町村	30	(専)平野 大蔵
曾 根	33. 8. 6	…	西蒲原郡曾根村	50	(専)大村 平吉
中 越 貯 金	33. 9. 9	33.11. 1	古志郡長岡町	150	(専)小沢幸次郎
根 知	33.10.13	34. 2. —	西頸城郡下根知村	100	(専)船木治八郎
葛 塚 貯 蓄	33.11.27	34. 3. —	北蒲原郡葛塚村	36	阿部 康介
河 西	33.12. 3	34. 3.19	西頸城郡青海村	30	(取)富岳 磯平
加 茂 実 業	40. 7.15	40.12. 2	南蒲原郡加茂町	500	(専)市川順次郎
椎 谷	(転入 42. 3)	…	刈羽郡高浜町	30	池田 信義
神 谷 大	5.11.—	…	三島郡来迎寺村	500	(専)高橋 逸平
長 岡 貯 蓄	6.11.—	…	長岡市表一ノ丁	500	川上佐次郎
(資)五 泉 吉 田	8. 3.—	…	中蒲原郡五泉町	500	吉田安四郎
新 潟 興 業 貯 蓄	10. 7.23	大10. 8. 1	新潟市上大川前通10	500	(専)斎藤庫四郎
長 岡 貯 蓄	10.10.—	…	長岡市表五ノ丁	1,000	山口誠太郎
新 潟 合 同 貯 蓄	10.10.14	…	新潟市本町通7	500	白勢 春三
寺 泊	15. 1.24	15. 1.24	三島郡寺泊町	1,100	久須美東馬
能 生	15.11.23	15.11.23	西頸城郡能生谷村	1,000	高鳥 順作
大 和 川	昭7. 1.25	昭7. 1.25	西頸城郡大和川村	1,000	田原 七蔵
長 岡 六 十 九	17.12. 7	17.12. 7	長岡市表町3	11,090	鷺尾徳之助

(注) 1) 設立年月日は原則として認可日とした。

2) *は銀行類似会社を前身にもつ銀行で、その設立年月日欄は前身の銀行類似会社の設立日、開業年月日・本店所在地・資本金・頭取名欄は銀行へ転換時のそれである。

3) 頭取制を採っていない銀行については、(専)——専務取締役、(取)——取締役などの肩書きを付して代表者を表示した。

4) 主として『新潟県統計書』、県内各都市町村史、各行決算公告(新聞)などによったが、設立時の頭取名、資本金等は十分正確を期し得なかった。

最 終 時		備 考 (おもな経過)	
最終年月	事 由		
昭 2. 2. 5	第四へ合併	大 6. 2. 一 (株)今井銀行に改組	
昭 7. 1. 26	六十九へ営業譲渡		
大13. 一	解散		
昭 2. 9. 一	柏崎へ合併		
昭 4. 1. 一	両越(富山県)へ合併		
大 2. 7. 一	高信と改称, 岡山県へ		
大10. 10. 31	第四へ合併		
大11. 11. 3	柏崎へ合併		
昭 3. 7. 27	破産		
大 2. 4. 9	解散		
昭 6. 3. 15	能生へ合併		大11. 1. 一 葛塚銀行に改組
昭 2. 4. 3	新潟へ合併		
大 2. 11. 一	東信と改称, 東京市へ		静岡県から移転(前身平田貯蓄銀行)
大14. 7. 22	加茂へ合併		
昭 6. 7. 一	柏崎へ合併		大10. 10. 25 長岡商業銀行に改組
昭 9. 4. 1	六十九へ合併		
昭 4. 4. 1	六十九へ合併		
大12. 4. 1	新潟へ合併	寺泊と地藏堂の2行が合併して新立	
昭19. 11. 4	第四へ合併		
昭18. 12. 31	長岡六十九へ合併	能生と公益の2行が合併して新立	
大11. 11. 16	新潟貯蓄へ合併		
昭 4. 4. 1	六十九へ合併	大和川と岩東の2行が合併して新立	
昭18. 3. 29	第四へ合併		
昭12. 3. 3	能生へ営業譲渡	大和川と岩東の2行が合併して新立, 昭23. 9. 22北越 {六十九と長岡の2行が合併して新立, 昭23. 9. 22北越 {銀行と改称	
現 存			